盛岡市



~盛岡が盛岡らしく在り続けるために~

平成 26 年3月 盛 岡 市

盛 岡 が "盛 岡 らしく" 在り続 けるために



昭和59年に出版された「脈脈盛岡の街づくり」 (佐藤優著)には、「街づくりに寄せる市民の活力」 についてこう書かれています。

「市民主導型といわれる盛岡の街づくりが進んだ 背景には、盛岡市美化市民運動協議会の昭和29 年以来の活動と、国体を迎え市民運動のすべてを 統合して昭和43年に発足した『あすを築〈盛岡市民 運動実践協議会』の活動が大きな力を持っていた」

このように、盛岡は以前から市民参加のまちづくりの先進都市として、全国から注目されてきました。

国際的庭園都市である姉妹都市ビクトリア市をモデルに始めたハンギングバスケットの取り組みは、市民が積極的に維持・管理に参加している点で、本家のビクトリア市をしのぐ取り組みに発展しました。

まさに、脈々と受け継がれてきた市民運動の肥沃な土壌に、見事におもてなしの美しい花を咲かせた象徴的な事例といえます。

本市には、このように先人から受け継いできた市民協働の歴史というかけがえのない財産があり、この指針は、その財産を確実に次の世代につないでいくための「道しるべ」として策定したものです。

その過程で、多くの市民の皆様からさまざまな形で貴重なご意見·ご提言 をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

私たちは、東北地方に未曾有の被害をもたらしたあの東日本大震災を経験し、改めて"ふるさと"という言葉の持つ意味を考えさせられました。

郷土の先人たちが営々と築き上げてきた世界に誇るべきまち盛岡が、さらに未来に向かって盛岡らしく在り続けるために、これからも市民の皆様と力を合わせて、この指針のもとに市民協働によるまちづくりに取り組んでまいります。

平成 26 年3月

盛岡市長 谷藤 裕明

目 次

第1	指針策定の背景	1
1	我が国の社会・経済状況の変化	1
2	盛岡市を取り巻〈社会・経済状況の変化	5
3	盛岡市の市民活動の展開	8
第2	指針策定の趣旨	11
1	目的	11
2	市民協働の定義	12
3	市民活動・市民協働の領域	13
第3	市民協働の現状と課題	16
1	現状	16
2	課題	19
第4	市民協働の基本理念	21
1	基本理念	21
2	原則	23
3	各主体の役割	24
第5	市民協働の基本方針	26
1	制度の充実と取り組みの強化	26
2	拠点機能等の充実	28
3	職員の意識改革と能力開発	29
4	市民意識の醸成	29
第6	計画的な市民協働の取り組み	30
1	推進計画等に基づく取り組み	30
2	推進計画等の進行管理	31
3	財源の確保	31
(参)	考資料)	32
1	市民意識調査結果(抜粋)	32
2	市民協働推進アドバイザー設置要領	34
3	策定の経緯	35
4	関連年表	36

第1 指針策定の背景

盛岡市市民協働推進指針(以下「指針」という。)を策定するに当たり、戦前から 戦後、そして今日に至るまでの我が国や本市を取り巻く社会経済情勢の変化、その中 で本市の市民活動がどのように展開されてきたかを振り返ります。

1 我が国の社会・経済状況の変化

(1) 社会・経済環境の変化

封建体制から中央集権体制へ

明治維新により封建体制が崩壊するとともに、我が国は中央集権体制の下、西 欧列強を目標として近代的な国家の形成に向けて邁進し、1910年代には国際社会 においても一定の地位を占める近代国家の建設に成功しました。

しかし,第二次世界大戦に敗れた我が国は,民主主義と平和主義のもとで新たな歩みを始めることとなりました。

戦後復興から高度経済成長へ

第二次世界大戦が終結した当時は、戦禍で失われた生活や生産に必要な社会基盤の整備が喫緊の課題となっていましたが、朝鮮戦争による特需などを経て、我が国の経済は順調に回復していきます。

また、その後の所得倍増計画等の高度経済成長政策や技術革新に伴う工業化の 進展により、我が国の経済は、1955年(昭和30)以後の約20年間にわたり年平均 10パーセント程度の高度成長を遂げることとなります。

さらに、日本列島改造論による高速道路の建設や新幹線の開通など、公共事業 投資にも積極的に取り組んだことにより、社会基盤の整備が進みました。

自治組織の再生と市民意識の変化

明治以降,地域社会には町内会や隣組などを中心とした自治組織が存在し,防犯や防火,地域の道路整備などの公共的な役割や互助・親睦といった機能を有していましたが,第二次世界大戦下ではこれらの組織は戦時体制に組み込まれたため,これを理由として,戦後の一時期にGHQ(連合国軍最高司令官総司令部)により解散を命じられることになりました。

その後,この措置は失効したため,地域には今日の地縁団体の礎となる自治組織が次々に結成されていきました。

また、1946年(昭和21)に文部省(現:文部科学省)が発表した「公民館構想」

により、全国各地に建設された公民館において、学習やサークル活動を通じた社 会参加や地域づくり活動に多くの市民が関わることとなりました。

公民館は今日においても、まちづくりへの自主的な参加につながる生涯学習の 拠点施設として、広く利用されています。

一方,高度経済成長等に伴い,都市部では大幅な人口流入に伴う郊外型住宅団 地の増加による職住の分離に,また,農村部では過疎による地域活動の担い手不 足につながっていくことになりました。

このことは、地縁的なつながりや人間関係の希薄化など、地域社会が有していた互助意識の衰退につながるとともに、価値観の多様化は個人や家族を単位とする社会構造へ転換する一つの要因となりました。

社会の成熟化

1973年(昭和48)の第一次石油危機を契機として,我が国は高度経済成長時代が終わり,安定成長へと移行しました。

しかし、1990年(平成2)のバブル経済の崩壊により景気後退が生じ、その後 も低成長や景気後退を繰り返しつつ、2008年(平成20)のリーマンショックによ る金融危機等により、大幅な景気後退が生じるなど、それまでのような右肩上が りの経済成長を前提とした社会が崩れてきました。

一方,国民の価値観の多様化・複雑化が進んだことは、多様な労働時間や雇用 形態を生み出すとともに、パソコンや携帯電話等の情報機器の普及は、社会全体 の生活スタイルを変貌させました。

特に情報機器の普及により、コミュニケーションの手段が多様化して、人と人のつながりが希薄化する一方で、これまで接点のなかった人同士がつながりを持つなど、個と個を結びつける新たな機会も生まれています。

また,介護など,従来は主に家族が担ってきた分野においても,社会全体で支 え合うための仕組みづくりが進んできています。

しかし、2005年(平成17)を境に我が国は人口減少時代を迎え、これまでのようなまちづくりを進めていくことは困難となってきました。

(2) 自治体を取り巻く環境の変化

全国一律のまちづくりと行政の役割の拡大

第二次世界大戦の終結を契機として,我が国においては日本国憲法や地方自治 法が制定され,地方自治制度が確立されました。

地方自治制度においては、一定の生活水準を早急に達成する観点から、全国一 律の行政運営が行われることとなり、また、高度経済成長の過程で、それまで地 域において担われていた公共的な役割は、次第に行政が担うものとされ、行政の 役割が拡大することとなりました。

みんなが公共の担い手となる時代へ

高度経済成長下における行政の役割が拡大する一方、地域においては町内会・ 自治会といった地縁による団体が、公園等の清掃活動や子どもの教育など身近な 分野での公共的な役割や、自治公民館を活用した親睦活動などを担っていました。

しかし、地縁団体は法人格が取得できないことから、自治公民館を整備しても 団体名義で不動産登記ができず、活動を進めていく上での支障がありました。

このため、1991年(平成3)に地方自治法が改正され、地縁団体が不動産保有のために法人格を取得できる道が開かれました。

1995年(平成7)に発生した阪神・淡路大震災では、被災者の支援に市民活動団体等の力が発揮され、自助・共助の重要性が認識されるとともに、公共の担い手は行政に限定されず、民間が担い手となりうることが、改めて広く認識されることとなりました。

この大震災を契機として,市民活動団体の法人格取得に対するニーズが高まり,1998年(平成10)に「NPO法」(特定非営利活動促進法)が施行されました。 NPO法は,所轄庁の認証を得て,社会貢献活動を行う団体に法人格を付与することから,公共の担い手としての位置付けが明確にされました。

さらに、2008年(平成20)に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」 が施行され、登記のみによる簡便な法人格の取得が可能となったことから、一般 社団法人及び一般財団法人の設立が全国的にも大幅に増加しました。

また、地縁団体やNPOなどの法人格取得の拡大に加えて、PFI制度*1や公の施設の指定管理者制度*2の導入など、公共分野においても民間が担うことが可能なものについては、民間の創意工夫を生かして質の高いサービスを提供することができるような仕組みが設けられました。

このように、民間が培った高いノウハウの蓄積の活用や、財源の効率的な運用 を進める観点から、行政が主に担っていた分野においても、民間も公共の担い手 となることが、今日的な流れになっています。

※1 PFI制度

民間の資金や経営能力及び技術的能力を積極的に活用して,公共施設等の建設,維持管理 及び運営を行うことにより,効率的・効果的に社会資本を整備すること

※2 指定管理者制度

体育施設や文化施設、集会所、福祉施設などの公の施設の管理運営に関する権限を、条例に基づいて指定されたものに委任する制度

地方分権の進展

2000年(平成12)に「地方分権一括法」(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)が施行され、国と地方の関係も「中央集権」から「地方分権」へ、「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に移行しました。

この背景としては、社会の構造が大きく変化する中で、国の従来の中央集権型行政システムでは、少子高齢社会など「新しい時代の諸課題に迅速・的確に対応する能力を失ってきているところにある」(地方分権推進委員会最終報告)との認識から、地方自治の充実のための諸制度について大幅な見直しが行われました。

このことにより、「全国一律のまちづくり」から「自らの地域のことは自ら決 定する分権型社会」への転換が図られることとなりました。

市民協働のまちづくり

これまで述べてきたように,我が国を取り巻く社会・経済環境の大きな変化は, 市民のまちづくりに対する関わり方にも影響を与えています。

市民にとって最も身近な共同体である町内会・自治会等の地縁団体は、地域に おける公共的な役割を主に担ってきたところであり、社会が多様化・複雑化した 今日においても、地縁団体の担う役割の重要性は変わりません。

また、さまざまな分野の課題解決のため、NPOや企業等が幅広い活動を行っています。

行政においても、市民等が多様なまちづくりに積極的に参加できるような情報 の提供や支援の仕組み、市民意識の醸成などの環境の整備などを行い、市民等と 市が共通の理念を持ち、相互に役割分担しながら効果的なまちづくりを進めてい く必要があります。

このため、全国的に、市民協働によるまちづくりを推進するための基本方針や 指針などを策定する自治体が増えてきています。

2 盛岡市を取り巻く社会・経済状況の変化

城下町から都市へ

都市としての盛岡の歩みは、1597年(慶長2)の、26代南部信直公の盛岡城築城 に始まり、武士の住む武家屋敷のほか、藩が必要とする武具の製作を行う職人や、 藩の御用商人などが住む町人街が作られるなど、藩都として栄えてきました。

1867年(慶応3)に江戸幕府が倒れると、盛岡藩は奥羽越列藩同盟に基づいて新政府軍に対抗しますが、戦いに敗れ、領地を没収されるなどした後に、南部氏は盛岡藩知事として任命されました。

しかし新しい盛岡藩の財政は破綻状態にあったため、南部氏は1870年(明治3) に藩知事の辞職を願い出て、全国に先立ち廃藩置県に踏み切り、盛岡県(のちに「岩 手県」に改称)が置かれることになります。

さらに,「市制及び町村制」が全国的に実施され,盛岡も1889年(明治22)に, 全国38都市とともに市制を施行,盛岡市が誕生しました。

当時の市の区域は、北は上田組町から南は仙北町組町まで、また東は山岸から西は新築地(現在の仁王地区内)までで面積は4.47平方キロメートル、人口は約3万人でした。

市制施行の翌年には東北本線が開通したため、新設された盛岡駅を起点とした新たな幹線道路が形成されていくことになり、これまでの盛岡城を取り囲むようにして作られた城下町の町並みは徐々に変わっていきました。

また藩政時代から続いてきた、舟に頼る輸送手段が鉄道に代わったことにより、 盛岡の商工業の発展に大きな影響を与えることになりました。

高度経済成長と岩手国体による都市基盤の整備

第二次世界大戦が終わると,戦争引揚者の受け入れにより市の人口は増加していったため,新たに住宅や商店街が形成されたほか,盛岡駅前周辺の戦災復興土地区 画整理事業や大通,中ノ橋通などの幹線道路整備により,整然とした商業・住宅街 に生まれ変わっていきました。

1950年代(昭和25年頃)からの約20年間は高度経済成長に支えられて、県や市、そして民間による宅地開発が盛んに行われ、また岩手国体を契機として国道4号盛岡バイパスをはじめとした道路の改良事業や、スポーツ・文化施設の建設など、都市基盤の整備が進められていきました。

1977年(昭和52)には東北縦貫自動車道の一関-盛岡間が開通し、翌年には東京圏と結ばれ、また1982年(昭和57)には大宮-盛岡間で東北新幹線が開業するなど、高速交通時代に突入していきますが、このことは、物流の時間短縮など本市の産業

や経済へ影響を及ぼすとともに、北東北の物流・観光拠点としての機能の集積がいっそう進むこととなります。

合併による都市の成長

本市は市制施行以来、数度にわたり近隣町村と合併し今日に至っています。

戦後においては、「昭和の大合併」と呼ばれる1955年(昭和30)に旧簗川村や旧太田村などを編入、その後1992年(平成4)に旧都南村を、また2006年(平成18)には旧玉山村を編入し、人口30万人の都市として新たな飛躍を目指しスタートを切りました。

それぞれの地域で進められてきた特色あるまちづくりは、合併後においても引き継がれており、旧都南村における自治公民館を中心とした活発な社会教育活動や、伝統さんさ、神楽などの地域に古くから伝わる文化を守り、世代を超えて受け継いでいく活動、また旧玉山村における集落単位の自治会組織による「結い」の精神が息づくきめ細かな地域活動の展開や、石川啄木や姫神山をはじめとする詩情景観を生かした魅力ある観光資源の活用など、各分野で取り組みが進められています。

2000年(平成12)には特例市,2008年(平成20)には中核市へと移行し,福祉や都市計画,環境保全,保健衛生など市民生活に身近な分野の事務が県から移譲され,保健所での保健予防や食品衛生に関する許可事務,まちの景観づくりに関する事務など,自らの判断で行うことが可能となりました。

一方,市域の拡大や全国的な少子高齢社会の到来に伴い,これまでの行政の統一的な手法だけではまちづくりに対応できない事例や状況もみられるようになってきています。

行政と地域の役割の変化

市民と市との関わりについては、戦前は町内会組織が市の補助機関として位置づけられ、市民と市とを結ぶパイプ役として、生活に関わる情報伝達や市民の意向把握の役割を担っていた時期もありました。

しかし戦後になり、戦時中の組織体制を廃止する目的でこれらの組織も解体されため、代わりに市から市民へ行政連絡を行う行政連絡員が配置されました。

行政連絡員制度は、その後の臨時的な施策を経て、1951年(昭和26)には現在の 地区担当員の前身となる制度に改められ、今日に至っています。

一方で、町内会・自治会といった地縁団体は、住民により自発的に作られた組織 として、近隣の助け合いや地域の特性に合わせた自主的な活動を展開しており、継 続的に市との緊密な協力関係を維持しています。

行財政構造改革と自治体経営

市のまちづくりは、高度経済成長期から平成バブル崩壊期まで、いわゆる「右肩上がりの経済成長」を前提とし、財政規模を拡大しながら進められてきました。

しかし、平成バブル崩壊後の長引く景気低迷により税収が減少する中で、大規模 公共投資が集中的に実施され、国の三位一体改革により地方交付税が減少するなど、 それまでの財政運営を続けていけば、数年で財政再建団体*に転落するおそれもあ りました。

このことから、市では2004年度(平成16)からの6年間、二次にわたる行財政構造改革に集中的に取り組み、危機的な財政状況を立て直すことができました。

その後,2010年度(平成22)からは、低成長の経済、人口(特に現役世代)の減少、多様化する市民ニーズなどを前提とした自治体経営への転換を目指し、それまでの行財政構造改革の取り組みを引き継ぎつつ、市民や地縁団体、NPO、企業、行政など多様な主体が参画するまちづくりを柱とする取り組みを推進しています。

※ 財政再建団体

赤字額が標準財政規模の20%(市区町村の場合)以上になると、総務大臣の指定により財政再建団体となり、市債の発行制限、歳出の見直しなど国の指導を受けながら財政運営を行うこととさされていた。

平成21年4月からは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく4つの指標のうち、いずれかが基準以上である場合に「財政再生団体」とされ、財政再生計画を策定して、財政の健全化に取り組むこととなる。

3 盛岡市の市民活動の展開

まち並みの変化と自然や都市景観を守る取り組み

人口集積や近代化による市街地の変化は、まちづくりや都市環境などの問題をクローズアップさせますが、本市においても、自然の景観や歴史的・伝統的なたたずまいを守ろうという市民等の取り組みが行われるようになりました。

そのきっかけの一つが1965年(昭和40)の、岩手山の眺望が近代化を象徴するビルにさえぎられ、岩手公園(盛岡城跡公園)から見ることができなくなったという出来事でした。

本市の都市景観は自分たちで守ろうという市民の意識は、その後、中津川の護岸の石垣を守る運動や開運橋たもとの花壇を守る運動など、積極的姿勢を育んでいくことになります。

市の教育振興運動の取り組み

市の教育振興運動は、子どもたちの健やかな成長を願い、岩手県の提唱に呼応して 1966 年(昭和 41) に始められました。

当時,岩手県の子どもの学力は全国的に見て低い状態にあったことから,岩手の教育水準を高め,「明るく,かしこく,たくましい岩手の子」を育てようと,岩手県が県下市町村に呼び掛けたことが発端でした。

この運動は,「健全育成」「学力向上」「健康安全」を実践の柱に据えて,児童 生徒・家庭・学校・地域社会・行政の「五者」が,それぞれの責任を果たしていく 市民運動として定着しています。

現在,児童生徒は,地域貢献として雪かきや地域の清掃活動を行うほか,町内の運動会・祭りに積極的に参加していますし,地域社会の皆さんは,あいさつ運動,児童生徒の見守り活動,本の読み聞かせボランティア,郷土芸能の指導を行うなど,市内各学校区の実態に応じた特色ある運動を展開しています。

岩手国体を契機とした市民活動の盛り上がり

1970年(昭和45)に本市を主会場として開催された「岩手国体」は、市民活動が開花する大きな契機となりました。

国体を成功させようという市民等の大きな力は、明るく住みよい都市盛岡の実現を目指す「あすを築く盛岡市民運動実践協議会」の発足につながっていきました。

協議会では、市民総参加により、きれいなまちづくり運動、花いっぱい運動、親 切運動、郷土理解運動など、あらゆる分野において市民の生活課題を解決し、明る く豊かな郷土盛岡を築きあげようという自発的な活動を展開していきました。 国体終了後も市民等によるさまざまな取り組みは衰えることなく,1971年(昭和46)に市が制定した,自然環境などの保全を目的とした「盛岡市自然環境保全条例」に基づく施策とも連動して,「あすを築く100万本植樹運動」や住宅地の「生垣1万メートル運動」などが進められ,全市を挙げて緑化意識の高まりを見せました。

また、由緒ある建造物を保存し、市と一緒になって公共施設や橋の照明など盛岡 らしい街並みを考え、作り出していくといった都市景観を守る活動も行われ、この 取り組みは「盛岡方式」として全国から注目を浴び、高く評価されました。

冬季オリンピック招致運動から、93アルペンスキー世界大会へ

市民活動が盛り上がりを見せたもう一つの象徴が、市民の有志による提案を機に1986年(昭和61)から始まった冬季オリンピック招致運動でした。

本市での冬季オリンピック開催を実現しようと,企業やさまざまな団体の代表者, 行政とで招致運動推進のための組織が作られ,招致への熱意を全国に向けて発信す るなど,市全体が大きな夢に向かって一丸となって取り組みました。

オリンピック招致は実現できませんでしたが、この運動のエネルギーは市民の大きな財産となり、1993年(平成5)アルペンスキー世界選手権盛岡・雫石大会の開催に引き継がれて、国際規模の大会を成功させるための市民活動の取り組みが広がっていくことになります。

東日本大震災と地域の"絆"

2011年(平成23) 3月に発生した東日本大震災では、本市においても建物被害や数日間にわたる停電や断水、ごみ収集の休止など市民生活に大きな影響が生じました。ライフラインが復旧するまでの間、地域にある自治公民館に避難する住民もいましたが、地域住民による安否確認や炊き出しなどが行われ、大きな混乱はありませんでした。

これまでも災害時には、公的な救助や支援活動である「公助」が行われるまでの間、自らの身を守る「自助」、地域の中で助け合う「共助」により、被害を軽減する取り組みは行われていましたが、とりわけ「共助」については、日常的に地域内でのコミュニケーションが図られてこそ、いざという時の活動に結びつくものといわれています。

東日本大震災というかつてない大災害を経験し、市民の防災意識の高まりとともに、日常的な安心・安全なまちづくりの取り組み、地域住民が互いに関心を持ち協力し合う地域の"絆"の大切さを改めて認識することができました。

2巡目岩手国体を契機とした市民活動の伸展

2016年(平成28)には、岩手県で2度目となる第71回国民体育大会「希望郷いわて国体」が開催(「希望郷いわて大会」併催)され、本市においても県内最多の10競技14種目が行われる予定となっています。

1970年(昭和45)の岩手国体においては、本市が主会場となり、市民と市が一体となって大会を盛り上げ大成功に導きましたが、このことは、市民総参加による盛岡のまちづくりの輝かしい成果であり、大きな節目となる出来事でもありました。

46年ぶりの開催となる2巡目国体は、東日本大震災からの復興のシンボルと位置づけられており、先の岩手国体で発揮した市民協働の力をさらに発展させ、多様な主体の参画と連携により取り組みを進めることで、地域の一体感や活力の醸成につながっていくことが期待されます。

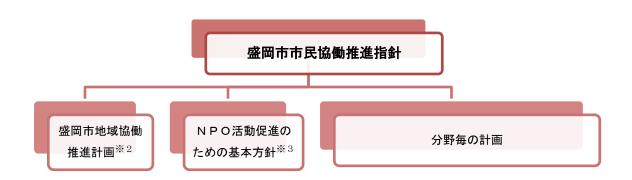
1 目的

私たちを取り巻く社会・経済環境の変化に応じて、まちづくりへの市民の関わり方も大きく変わってきましたが、「長い歴史と文化に育まれた城下町」盛岡が、「豊かな自然に恵まれ、都市機能が調和した快適なまち」として、社会・経済環境の変化に適応しながら"盛岡らしさ"を失わずに発展を続けることができたのは、まさに、市民が主役となって進めてきた協働のまちづくりの成果であるといえます。

しかし、担い手不足などに伴う地縁団体の持続的な活動展開に対する不安、NPO に対する適切な支援体制の構築など、市民協働を進める上での課題も浮き彫りになっ てきています。

このような状況を踏まえ、これまで市が行ってきた地縁団体やNPOに対する支援や地域協働*1の取り組みなどを包括して、改めて市民協働を推進していくための支援のあり方や市の協働に関する施策の方向性について定めるとともに、市やそれぞれの主体の役割を明らかにし、市民等と市が共通した認識のもとに市民協働によるまちづくりを進めることを目的として「盛岡市市民協働推進指針」を策定するものです。

(図) 盛岡市市民協働推進指針と既存計画等の関係



※1 地域協働

地域にある多様な主体と市が、相互に連携・役割分担してまちづくりを進めることにより、地域活動の担い手の育成や、地域における課題解決を図るための地域の自主的な取り組み

- ※2 盛岡市地域協働推進計画 [2011年(平成23) 策定] 地域協働の取り組みを市が支援するための基本的事項を定めたもの
- ※3 NPO活動促進のための基本方針 [2004年(平成16) 策定] NPOの活動を支援し、市民等との協働のまちづくりを推進するための基本方針を定めたもの

2 市民協働の定義

先にも述べたように、本市は「協働」という言葉が定着する1990年代よりかなり以前から、市民参加のまちづくりの先進都市として注目されてきました。

また、「第二次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画(平成25~27年度)」においては、「多様な主体が参画するまちづくり」を自治体経営の指針の一つに掲げ、協働のまちづくりの推進やパブリックコメントなどによる市民意見の把握・反映の取り組みを位置づけています。

近年では、「市民協働」をまちづくりにおける不可欠要素と捉えて、既に指針を策定 している都市が数多くあり、それぞれ「市民協働」を定義しています。

この指針では、長年にわたり市民等が主役となってまちづくりを進めてきた歴史を踏まえ、「市民協働」について次のとおり定義します。

市民協働とは…

市民活動を行うものと市が、社会的な課題の解決や「盛岡のまちづくり」など、共通の目的に対して高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で連携・協力し合うこと

また、この指針における用語については、次のとおり定義します。

(1) 市民等

市内に居住している者や通勤・通学している者,市内に拠点を置いて活動する もの(地縁団体,NPO,その他の団体,企業などを含む。)をいう。

(2) 市民活動

市民等が協力・連携して行う不特定多数の人の利益の増進(営利を伴うものを 除く。)を図ることを目的とした活動をいう。

(3) 地緣団体

町内会・自治会及びコミュニティ推進地区組織等、複数の町内会・自治会など から構成される地域組織をいう。

(4) NPO

NPO法人, 市民活動団体, ボランティア団体をいう。

(5) その他の団体

一般社団法人及び一般財団法人,公益社団法人等の公益団体,協同組合等の共 益団体をいう。

3 市民活動・市民協働の領域

子どもの見守りなどの防犯・防災活動や道路・公園の清掃などの環境美化活動など, 地域の課題を解決する活動には,市民等が主体的に行うもの,市が主体的に行うもの, 市民等と市が協力して行うものがあります。

市民協働の領域は、市が一律に決めるものでも、固定的・画一的なものでもなく、 社会の変化や市民等のニーズによって、市民等と市が担う領域が流動的に変化するも のです。

(図) 市民活動・市民協働の領域のイメージ

私的活動	市民	行 政 活 動								
А	١	В	D							
市民等が自らの	の責任と主体	市民等が中心となり、	市が中心となり、市民等	市が自らの責任と主体性						
性により、独口	自に行う領域	市の協力を得て行う領域	の協力を得て行う領域	により、独自に行う領域						
・趣味の活動	(例)・近所の環境 美化・町内会の運	(例) ・自主防災活動 ・町内会の街灯設置 ・市民協働推進事業 ・盛岡芸術祭 ・防犯活動推進事業	(例) ・行政評価に係る市民ワークショップ ・男女共同参画情報紙「あの・なはん」の編集 ・エコライフ推進イベント ・災害時要援護者避難支援事業	(例) 【総務分野】 ·消防 【財政分野】						
	動会や敬老 会	・体育の日記念事業 ・盛岡市子ども会ぱーツ大会 ・御所湖周辺統一清掃	・ライフライン事業者等との見守り協定・もりおか映画祭	・税の賦課徴収【市民生活分野】・国民健康保険						
		 100万人のキャント・ルナイト 資源集団回収 不法投棄現場の清掃ホーランティア 	・産業まつりなど物産展 ・全国高校生短歌大会 ・盛岡市農業まつり	ごみの収集・焼却【保健福祉分野】・介護保険						
		・福祉マップ作成事業 ・ひとり暮らし高齢者等の見 守り活動 ・子育てサロン支援事業	・市民植(育)樹祭・除雪機等の貸出による市道除排雪・河川,水路の維持管理	・生活保護 【産業分野】						
		 ・地域ねこプロジェクト ・もりおか三大麺普及促進事業 ・「絆の輪」プロジェクト 	・厨川駅前などの自転車駐車場管理 ・違反広告物簡易除去	・企業誘致 【都市整備分野】						
		・アドプト ^{※「} 制度による河川・ 水路・市道管理	・フラワーバスケット事業 ・公園緑地等管理	・市道の整備・管理・上下水道の施設整備【教育分野】						
		・花苗配布事業 ・いしがきミュージックフェスティバル ・志波城まつり	・ グ ラウンドワーク ^{※2} による公園 整備 ・ コミュニティセンター管理	・学校の設置 ・文化財の保護・活用						
		・もりおか郷土芸能フェスティバル ・明るい選挙の推進	・材ヤマザクラまつり ・成人のつどい実行委員会 ・啄木祭							
		市民	· 協働							

※1 アドプト制度(里親制度)

河川や道路などの清掃・美化活動をボランティアで行っている団体に対し, 市は活動に要する用具の貸し出しや燃料などの支給を行うことにより, 活動を支援する制度

※2 グラウンドワーク

「住民」「行政」「企業」などが一緒になって計画づくりや資金、資材の提供、実際の作業などを 分担し、自然環境や地域の施設等を改善・整備していく活動

(参考) 市民協働による活動事例

市民活動 私的活動 Α 市民等が自らの責任と主体 市民等が中心となり、市の協力を得て行う領域 性により, 独自に行う領域 (例) (例) (例) 家族旅行 近所の環境 ・趣味の活動 美化 町内会での 運動会や敬 老会 ★開運橋の花壇整備 ★地域での防災訓練(避難誘導訓練) ★資源集団回収 ★子育てサロン ★地域づくり計画策定ワークショップ ★鉈屋町での町家のひなまつり その他の活動事例 ★町内会の街灯設置 ★市民協働推進事業 ★盛岡芸術祭 ★防犯活動推進事業 ★体育の日記念事業 ★盛岡市子ども会スポーツ大会 ★御所湖周辺統一清掃 ★100万人のキャンドルナイト ★不法投棄現場の清掃ボランティア ★福祉マップ作成事業 ★ひとり暮らし高齢者等の見守り活動 ★地域ねこプロジェクト ★もりおか三大麺普及促進事業 ★「絆の輪」プロジェクト ★花苗配布事業 ★アドプト制度による河川·水路·市道管理 ★いしがきミュージックフェスティバル ★志波城まつり ★もりおか郷土芸能フェスティバル ★明るい選挙の推進

市民

行 政 活 動

С

市が中心となり、市民等の協力を得て行う領域

(例)



★啄木祭 (実行委員会)



★被災3県児童チャレンジ・キャンプ



★グラウンドワークによる公園整備



★トラック貸出による市道の除排雪



★マタニティコンサート(医師会等との共催)



★全国高校生短歌大会(啄木ゆかりの地で歌を詠む)

その他の活動事例

- ★行政評価に係る市民ワークショップ ★男女共同参画情報紙「あの・なはん」の編集
- **★エコライフ推進イベント** ★災害時要援護者避難支援事業
- ★ライフライン事業者等との見守り協定 ★もりおか映画祭
- ★産業まつりなど物産展 ★盛岡市農業まつり ★河川・水路の維持管理
- ★違反広告物簡易除去 ★市民植(育)樹祭 ★フラワーバスケット事業
- ★公園緑地等管理 ★厨川駅前などの自転車駐車場管理 ★コミュニティセンター管理
- ★オオヤマザクラまつり ★成人のつどい実行委員会

市が自らの責任と主体性 により、独自に行う領域

(例)

【総務分野】

• 消防

【財政分野】

- 税の賦課徴収 【市民生活分野】
- · 国民健康保険
- ごみの収集・焼却

【保健福祉分野】

介護保険

生活保護 【産業分野】

企業誘致

【都市整備分野】

- 市道の整備・管理
- 上下水道の施設整備

【教育分野】

- ・学校の設置
- 文化財の保護・活用

協

働

1 現状

市は、「盛岡市総合計画」の「基本構想」に基づき、将来にわたって安定的で、市 民ニーズや社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できる行政を目指して、市民等との 協働を進め、共に作り上げる質の高い行政サービスの実現のため、さまざまな施策を 進めています。

(1) 町内会・自治会等との協働の推進

市内には約380の町内会・自治会等があり、地域の安全・安心を守る活動や住民 同士の親睦を深める活動が自主的に行われており、これらに対して、市は必要に 応じた支援を行っています。

一方, 市が行う施策のほとんどが, 町内会・自治会等の理解・協力のもとに進められており, さまざまな形で連携を深めながらまちづくりを進めています。

(2) コミュニティ推進地区組織等との協働の推進

地域の連帯を深めるため、市は1973年(昭和48)に町内会・自治会のまとまり や学区などを考慮して区域を定め、現在は市内を30地区に分けたコミュニティ推 進地区組織が結成されています。

また,1977年(昭和52)からは,おおむね地区民生委員協議会区域を単位とした福祉エリア(現在32地区)を設定し,地区における福祉活動を支える基盤として,民生児童委員や町内会・自治会等,婦人会,老人クラブ等により構成される地区福祉推進会が組織されています。

市では、これらの組織が行う活動の活性化を促進するための補助事業や、また地 区福祉推進会に対しては、地域での福祉活動を推進するため、市社会福祉協議会と 連携して支援や補助等を行っています。

一方,少子高齢社会の進展や多様化する市民ニーズに対応し、地域の課題解決や将来像の実現に向けた取り組みを進める必要があることから、2011年(平成23)に「盛岡市地域協働推進計画」を策定しました。

市はこの取り組みを支援するため、地域協働が進められている地域に担当職員を 派遣するほか、ニーズに合わせた専門家の派遣、活動に要する経費の補助などを行っています。

(3) NPOとの協働の推進

NPO法が制定されて,これまで任意団体として活動してきたボランティア団体や市民活動団体が法人格を取得することが可能となり,保健や福祉,まちづくり,環境など,さまざまな分野で自主的・自発的な活動が行われています。

市では、新しい公共サービスの担い手としてこれらの団体の活動を支援し、市 民等との協働のまちづくりを推進するため、2004年(平成16)に「NPO活動促 進のための基本方針」と「NPOとの協働を進めるためのガイドライン」を策定 しました。

また、NPOと市との先駆的かつ公益的な活動を支援し、協働の取り組みを推進することを目的として、2006年(平成18)からは企画提案に対する補助事業を行っており、さらに2012年(平成24)からは、まちづくり活動の拠点を整備する事業に対する支援を行っています。

さらに、2013年(平成25)年3月に策定した「盛岡市スポーツ推進計画」の中で、総合型地域スポーツクラブの設立・支援を盛り込むなど、地域に根ざしたNPOの設立支援を明記した計画を作り始めています。

(4) その他の団体、企業との協働の推進

市は事業やイベントなどを行う際にその他の団体や企業からの協賛を得たり、実 行委員会を作って一緒に事業を行ったりするなど、さまざまな形で協力を得ており、 それぞれの団体、企業の得意分野を生かした協働の取り組みが行われています。

【参考:市民等との協働を前提とした市の計画等】

- ·「盛岡市総合計画基本構想」(平成16年12月議決)
- ・「盛岡ブランド推進計画」 (平成18年1月策定, 平成23年3月改定)
- · 「盛岡市危機管理指針」(平成24年3月策定)
- 「盛岡市地域協働推進計画」(平成23年4月策定)
- 「NPO活動促進のための基本方針」(平成16年9月策定)
- ・「盛岡市交通安全計画(第9次)」(平成24年3月策定)
- · 「盛岡市防犯活動推進計画(平成25~29年度)」(平成25年2月策定)
- •「盛岡市男女共同参画計画」(平成17年6月策定、平成18年3月改訂)
- ・「盛岡市スポーツ推進計画」(平成25年3月策定)
- ·「盛岡市環境基本計画(第2次)」(平成23年3月策定)
- 「盛岡市一般廃棄物処理基本計画」(平成24年3月改定)
- ・「もりおか30万人のごみ減量化行動計画」(平成24年3月改定)
- 「盛岡市地域福祉計画」(平成17年3月策定)
- 「もりおか健康21プラン」(平成17年3月策定)
- ・「盛岡市障がい者福祉計画」(平成21年3月策定)
- ・「盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドライン」(平成22年3月策定)
- ・「盛岡市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」(平成24年3月策定)
- · 「第二期盛岡市中心市街地活性化基本計画」 (平成25年11月認定)
- · 「盛岡市観光推進計画」 (平成20年3月策定)
- ・「田園環境整備マスタープラン」(平成25年2月策定)
- ・「盛岡市住宅マスタープラン」(平成9年3月策定,平成18年11月改訂)
- ・「盛岡市総合交通計画」(平成19年7月策定)
- · 「盛岡市除排雪計画」 (平成23年11月策定)
- 「盛岡市緑の基本計画」(平成13年6月策定、平成22年12月改訂)
- ・「盛岡市都市計画マスタープラン」(平成14年3月策定、平成22年3月改訂)
- · 「盛岡市景観計画」(平成21年3月策定)
- ・「盛岡市教育振興運動(第10次5ヵ年計画)」(平成23年3月策定)
- ・「お城を中心としたまちづくり計画」(平成21年10月策定)
- ・「盛岡地区かわまちづくり計画」(平成22年3月策定)
- •「史跡盛岡城跡保存管理計画」(平成24年3月策定)
- · 「岩山公園整備基本計画」(平成25年3月策定)
- 「史跡盛岡城跡整備基本計画」(平成25年3月策定)

2 課題

本市は、社会・経済環境の移り変わりに対応し、市民協働によるまちづくりを進めてきましたが、地域に根ざした就業形態である農家や個人商店が減少し、核家族や単身世帯者が増加するなど、社会構造の変化により地縁関係や人間関係の希薄化が進む今日、次のような課題が挙げられます。

今後、市がこれまで行ってきた事業や制度により生み出されてきた成果の継続性を 確保していくため、さらなる取り組みを検討する時期に来ています。

(1) 地縁団体の持続的な活動に対する不安の解消

市はこれまで、地縁団体に対しては、任意組織としての自主性・独立性を尊重 しながら、必要な支援を行ってきました。

しかしながら、少子高齢社会の進行により、地縁団体の活動の担い手や、町内会・自治会等からの推薦を得て市が委嘱する「きれいなまち推進員」や「保健推進員」など非常勤職員のなり手不足が深刻化しています。

また、まちづくり懇談会などでは地域から、新しく作られた住宅団地やマンション・アパートなどの集合住宅の住民と、地縁団体との接点が少ないといった課題も寄せられており、地縁団体の持続的な活動に対する不安を解消し、まちづくりを円滑に進めるためには、市と地域が連携して問題解決に取り組む必要があります。

(2) NPOに対する支援体制の構築

NPO法の制定を受けて、市ではNPO等の活動を支援するため「NPO活動 促進のための基本方針」を定め、また「もりおか市民活動支援室」を開設したほ か、市民協働推進基金を積み立てし、これを財源とした事業を行ってきました。

NPOはその社会的使命を達成するために、積極的に社会的な課題に対する取り組みを行っていますが、一方で、NPOを活用するための法制度の問題や、他の自治体においては委託等を行った事業における管理・指導体制の不備によるNPO法人の不祥事も社会問題化しており、今後は、これらの成果や課題を踏まえ、適切な支援体制を構築していく必要があります。

(3) 市と各主体間の協働・支援のマッチング

市ではこれまで、施策ごとに市民協働に取り組む手段や対象とする団体、手法などを定めてきたため、施策間の整合性が十分に図られていない状況にあります。 また「協働」は、まちづくりを進めていく上での「手段」の一つですが、協働 することの意義や効果等を考慮せずに「協働すること」が目的化している場合も 見受けられます。

このような、市と各主体との協働・支援のミスマッチを解消するためには、お 互いに十分な意思疎通を図る必要があります。

(4) 協働に関する啓発の推進

市民協働による取り組みは、1970年(昭和45)の岩手国体開催をきっかけとしたさまざまな市民活動をはじめ、市の各種補助制度やワークショップ、グラウンドワークの手法などにより、多くの市民等が関わりながら行われてきました。

また,地域協働も,現在30地区のうち10地区(平成26年3月1日時点)において, 課題解決に向けた取り組みや地域に望ましいまちづくりを進めてきています。

しかし、2013年(平成25)7月に市が実施した市民意識調査において、「市民協働の対象となりうる活動に関わったことがあるか」との問いに対し、「関わったことがない」と回答した市民の割合が3割を超え、特に20代、30代でその割合が高い傾向にありました。

このことから、協働することの意義や制度の概要について、広く市民が認知し、 今後は、この流れをさらに未来につなげていくために、市民等に対する効果的な 周知・啓発事業を継続する必要があります。

(5) 職員の理解の促進

市は、「NPO活動促進のための基本方針」や「NPOとの協働を進めるガイドライン」に基づき、協働推進体制の確立や職員の意識向上・人材育成に取り組んできました。

また,「地域協働推進計画」により,地域協働推進のコーディネーターとして 発足した「地域支援員制度」は,職員が総合的な立場で地域支援に携わる新たな 取り組みでした。

このように、協働に関する市の役割が変化していく中で、継続的な研修機会の 提供に努めていく必要があります。

1 基本理念

本市は、豊かな自然に育まれ、幾多の先人が培ってきた歴史と文化の息づくまちであり、世界に開かれた魅力あるまちづくりに取り組んできました。

「第1 指針策定の背景」でも述べたように、本市のまちづくりには多くの市民がさまざまな形で参画してきましたし、特に、平成に入って旧都南村、旧玉山村との合併以降、市域全体の一体的な発展を図りながらも、それぞれの地域の個性を大切にしたまちづくりを進めています。

(1) 広い視野で進める市民協働

市民の中には、盛岡に生まれ育った人だけではなく、進学や転勤、あるいは結婚などさまざまな理由から盛岡に暮らすようになった人が大勢いますし、仕事や観光で盛岡を訪れた人、そして何らかの接点を持ち盛岡に思いを寄せる人など、直接、間接を問わず多くの人々が盛岡のまちづくりに関わりを持ち、今日の盛岡が形成されています。

また、本市が社会・経済の変化に適応しながら "盛岡らしさ" を失わずに発展を続けることができたのは、協働のまちづくりの成果であり (「第2 指針策定の趣旨」)、岩手県の県都として県域の発展にも貢献していくため、常に広域的な視野を持ったまちづくりを進めていかなければなりません。

(2) 一人ひとりが大切にしたい"盛岡らしさ"と市民協働

2006年(平成 18)に策定した「盛岡ブランド推進計画」では、盛岡の魅力について、風土、人情、まちなみ、芸術文化、特産品、拠点性・広域性の6つを「盛岡らしさ6か条」 *1 として掲げています。

また、開運橋にまつわる「二度泣き橋」**2のエピソードに象徴されるように、 盛岡のまちの魅力は、言葉に表わし難い、少しずつ時間をかけて浸み込んでいく ような奥深さがあります。

この指針では、市民一人ひとりが思う"盛岡らしさ"、訪れる人々が感じる"盛岡らしさ"を守り続け、さらに魅力ある盛岡を創り上げていくため、個人としての市民はもとより、地域での活動の主体である町内会・自治会等の地縁団体、NPO、地域の一員としての事業者やその他の団体など、多様な主体が市とともに盛岡のまちづくりに関わっていく市民協働の基本理念を次のとおりとします。

≪市展協働の基本理念≫

盛岡が盛岡らしく在り続けるために.

さまざまな主体が積極的にまちづくりに参画する "市民協働"を推進します。

※1 「盛岡ブランド推進計画」に掲げる<盛岡らしさ6か条>

- 風 土ー周囲を山に囲まれ、清らかな水に恵まれ、身近にある自然と寒さの厳しい気候風土の中で、凛として芯が強い気骨ある人材と清々しい人柄を育む。
- 人 情ー分かち合いの気持ちやもてなしの心で、人と人との絆を大切にし合う人々がおり、住 み続けたい気持ちを深める。
- まちなみ-四季の彩が鮮やかで、まちなかに懐かしさの残るまちなみがあり、おだやかな風情を 感じ誰でも歩いて楽しめる。
- 芸術文化-啄木・賢治など時代を先駆ける文学者を育み、市民文化が豊かで、芸術家たちが暮ら し、集いあう。
- 特 産 品ー他の文化を柔軟に取り入れ自らの工夫を取り入れた特色ある文化や飾らず質の高い伝統の技を継承し、本物の良さを追求している。
- 拠点性・広域性-北東北の人・情報の交流の場であり、文化を「創造・発信」する。

※2 「二度泣き橋」の由来

開運橋は、1890年(明治23)の鉄道開通に伴い、盛岡駅から市の中心部をつなぐために架けられた橋で、別名「二度泣き橋」とも呼ばれている。

東北新幹線が開通する以前から、首都圏などからの転勤族が、非常に遠く離れた盛岡に赴任した際に開運橋を渡り、「このような遠く離れた所まで来てしまった」と泣き、転勤期間を終えて盛岡駅へ向かう途中に再びこの橋を渡り、今度は盛岡を離れがたくて泣く、というエピソードが由来。

交通機関が発達した今日でも、多くの人々がこのエピソードに共感し、語り継がれている。

22

2 原則

市民協働は、市やさまざまな主体が、それぞれ個別に活動するよりも高い成果を挙げるために、共通の目的に対して、お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場で協力して活動することです。

したがって、異なる成立ちやルールを持つ主体同士が協力し合う過程では、さまざまな摩擦が生じることも想定されますが、「自主性・自律性の尊重」、「対等・相互理解」及び「情報の共有」の3原則に基づき行動することにより、強い信頼関係に基づく市民協働の取り組みを進めることができます。

自主性・自律性の尊重

市民協働に取り組むそれぞれ の主体が、お互いの自主性・ 自律性を尊重します。

3つの原則

対等・相互理解

市民協働に取り組むそれぞれ の主体が、対等な立場に立ち、 お互いを理解し合います。

情報の共有

市民協働に取り組むそれぞれ の主体が、お互いが持つ情報 を共有します。

3 各主体の役割

この指針における基本理念を達成していくためには, 市やそれぞれの主体が持つ特性を生かし, 連携しながらその役割を担っていくことが期待されます。

なお、広い意味での市民協働を担う主体には、「個人の立場としての市民」が含まれると考えられ、まちづくりにおける「個人の立場としての市民」の役割は、きわめて重要です。

具体的には、公募委員としての審議会への参画、パブリックコメントやパブリックインボルブメントへの参加、さらにはまちづくり懇談会への出席などが挙げられますが、個人としての市民のまちづくりへの参加については、「市民協働」と区別して「市民参画」と定義し、個人としての市民は、この指針における「主体」には含めないこととします。

(1) 市

市は、これまで行ってきた市民協働による事業の実績を踏まえながら、さらに 協働によるまちづくりの取り組みが活発に行われるよう、また、各主体の能力が 十分発揮できるよう、各主体間の連絡・調整などの仕組みづくりや、先進事例の 情報収集と提供、さらには、市民協働に関する提案を積極的に行っていきます。

また, 市の意思決定や検討の過程等を積極的に情報公開・情報提供することにより, 市民等との信頼関係の構築に努めます。

(2) 地緣団体

地縁団体は、その地域に生活する住民にとって最も関わりのある組織であり、 身近な社会的サービスの提供を担っています。

例えば、子どもの教育、環境保全、防災や住民の安心安全、伝統文化の継承など、多岐にわたった取り組みを通じて、地域の一体感を醸成しています。

一方,地域協働の取り組みを通じた自主的な活動や,災害時における自発的な 対応など,市と密接なつながりを持っているところです。

できるだけ多くの住民が、日頃から地域での活動に参加して交流や親睦を深めることにより、まちづくり活動への参加のきっかけや、自ら解決できるような地域課題に対する主体的な取り組みにつながっていくことが期待されます。

また、地域にある商店街組合も、子どもの見守り活動や地域で行われる行事等への協力など、地縁団体と共通した役割を担ってきており、今後も地縁団体と連携しながら、取り組みを進めていくことが期待されます。

(3) NPO

NPOは同じ目的を共有して活動する人々の集団であり、その目的に沿った公益的な活動を展開することで、社会にとって必要な要素を担っています。

その活動に伴う専門的知識や情報,ノウハウを活用し,まちづくりに積極的に 参画し,地域社会に貢献することが期待されます。

NPOの活動の区域や対象となる相手は団体によってさまざまですが、活動の輪を広げるためには、活動の情報を公開するなど、広く市民等の理解を得られるような取り組みが必要です。

(4) その他の団体や企業

その他の団体や企業は、事業活動や団体設立の目的に沿った活動を行うことにより私たちの生活に必要な資源を提供し、その一方で雇用や納税を通じて、地域 社会の経済を循環させる役割を担っています。

事業活動以外においても、それぞれが持つ専門的知識や情報、人材などを活用することにより、地域社会を構成する一員として、積極的に社会貢献活動を行うことや、まちづくりに参加することが期待されます。

第5 市民協働の基本方針

この指針に掲げる基本理念を実現するため、市が取り組む基本的な方向性を「市民 協働の基本方針」として定め、市と市民等との協働を進めていくこととします。

1 制度の充実と取り組みの強化

市民協働を推進するため、活動の担い手に対する支援を行うこととし、制度の充実を 図ります。

ここでは市と各主体との取り組みをモデルとしますが、3者以上による取り組みについても、この方向性を踏まえて応用していくこととなります。

(1) 市と町内会・自治会等との協働

町内会・自治会等は地域での交流・親睦活動だけでなく、住みよいまちづくりの ための公共的な役割を大きく担っており、そのための活動を積極的に行っています。 市がさまざまな施策を行っていく上でも、これらの団体との連携・協力は必要不 可欠なものであり、これらの団体が自律的に活動できるよう、情報提供や相談業務 を行うとともに、町内会・自治会等にとって効果的な、新たな総合補助金制度の創 設を目指します。

また,町内会・自治会等から推薦を得て,市が委嘱している地区担当員,きれいなまち推進員,保健推進員についても,地域の負担等を考慮して,制度やあり方の見直しを図っていくものとします。

(2) 市とコミュニティ推進地区組織等との協働

市では、複数の町内会・自治会等を包括する区域を、コミュニティ推進地区として定めており、各地区では、地域の特性に合わせた取り組みが行われています。

コミュニティ推進地区で進められているさまざまな活動を支援し、また地域協働の取り組みが進むよう、情報提供や相談業務を行うとともに、地区福祉推進会など既存のコミュニティ地区に関係する制度の統合など、現行の仕組みを見直し、さらに財源の確保等を通じて安定的な制度を構築します。

(3) 市とNPOとの協働

市民活動団体やNPO法人等は、福祉・環境・スポーツといった専門的な分野において、社会的使命の達成のため自発的に設立された団体であり、まちづくりの一

翼を担う重要な存在です。

これらの団体の活動は自律的に行われるべきであり、団体自らが活動の質の向上 を図るとともに、団体への寄附や、事業を通じた収益を確保するなど、財政的な基 盤を強固にしていくことが必要です。

一方、NPO法人の活動については、制度の歴史が浅いこともあり市民等の理解が十分でない場合も見受けられることから、これらの活動について情報提供を行い、またNPOのニーズに応じたきめ細かい支援を行うこととします。

(4) 市とその他の団体・企業との協働

その他の団体や企業においても、社会貢献等の公益的活動や市民協働に取り組む場合もあります。

このような活動は市民協働によるまちづくりに資することから,これらの団体 が公益活動を行う場合は、この指針の対象として扱うものとし、市民協働に積極 的に取り組めるよう、環境の醸成を図ることとします。

また,これらの団体は地域社会を構成する一員でもあることから,地縁団体への積極的な協力を呼び掛けていくこととします。

2 拠点機能等の充実

市民協働の取り組みを市民等が身近なものとして意識し、気軽に情報収集や相談等を行うことができる拠点機能を整備することなどにより、協働の取り組みをさらに進めていくこととします。

(1) 拠点機能の充実

「第1 指針策定の背景」において触れたように、社会教育の拠点施設である公民館は、市民の生涯学習の場として、地域や学校、関係機関と連携して事業を展開してきましたが、学習の場のみならず、学習の成果を自分たちの生活基盤である地域における活動につなげていく場としての役割も担ってきました。

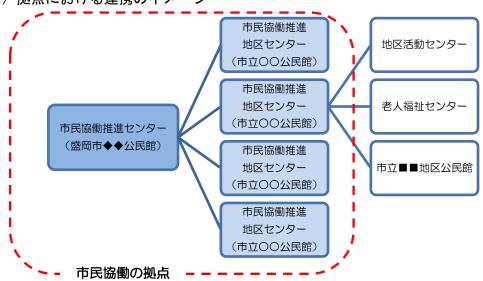
このことから、これまで公民館が担ってきた地域活動の支援機能をさらに充実させ、協働の取り組みが進むよう、公民館等の既存の公共施設を活用した「(仮称)市民協働推進地区センター」及び各市民協働推進地区センターを総括する「(仮称)市民協働推進センター」の設置を目指します。

「(仮称)市民協働推進地区センター」及び「(仮称)市民協働推進センター」には、地域担当支援職員を配置して市民活動・市民協働に関する相談を受けるほか、他の団体とのコーディネートや、活動に必要な情報等の提供、市との連絡調整などを行います。

また,「(仮称)市民協働推進地区センター」と,既に整備されている地区活動 センター等の施設は,相互に連携・情報共有していくこととします。

なお、拠点機能の充実に当たっては、「公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」(平成25年6月策定)に示された既存の施設等の見直しを考慮し、既存の施設等の活用や多目的化、複合化により推進していくものとします。

(図)拠点における連携のイメージ



(2) 庁内組織の充実

市民協働に関する情報共有や施策の調整等を行うため、庁内組織として「市民協働推進連絡会議」を設置します。

また、市民協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市の各課に「市民協働 推進主任」を配置し、各課の業務においても市民協働の取り組みを推進していく こととします。

3 職員の意識改革と能力開発

「盛岡市人材育成基本方針」(平成15年3月策定)においては,目指す職員像の一つとして「市民と協働する職員」を掲げており、研修や業務を通じて、協働に対する理解をさらに深めていく必要があります。

職員は、常に市民協働の視点を持ちながら事業を進め、自らも地域の一員としての 自覚と責任を持ちながら、市民活動に積極的に参加する姿勢が大切です。

このことから、職員の研修に当たっては、先に述べた市民協働の原則を理解し、地域担当支援職員制度を十分に機能させることができるような内容とすることにより、職員の資質向上・能力開発の機会を増やしていくこととします。

4 市民意識の醸成

継続的に協働のまちづくりを進めるためには、リーダー的な存在が大きな役割を果たすと同時に、多くの市民等ができる範囲で市民協働の主体となることが不可欠です。 このことから、市民等が市民協働についての理解を深めるため、先進的な取り組み 事例の紹介や講演会、情報提供・情報交換の場を設けます。

また、児童・生徒に対しても、総合的な学習の時間などさまざまな機会を通じて、 積極的にまちづくりに参画しようとする意識の醸成を図っていきます。

第6 計画的な市民協働の取り組み

この指針は市の市民協働に対する普遍的な方向性を定めたものであり、原則として 長期間にわたって適用されるものですが、社会経済情勢などが大きく変化した場合に は、これに対応するためにこの指針を見直すものとします。

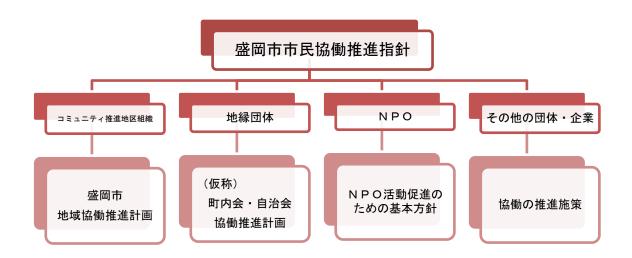
また,市民協働の取り組みを着実に実行していくため,次のことに留意しながら進めることとします。

1 推進計画等に基づく取り組み

この指針に定める取り組みを着実かつ迅速に推進するため、優先順位や重要度を踏まえて次のとおり推進計画等を定め、事業を行っていくこととします。

- (1) 「(仮称) 町内会・自治会協働推進計画」の策定
- (2) 「第2次 盛岡市地域協働推進計画」の策定
- (3) 「NPO活動促進のための基本方針」の見直し
- (4) その他の団体・企業等に対する協働事例集の発行などの施策の実施

(図) 盛岡市市民協働推進指針に基づく推進計画等の体系



2 推進計画等の進行管理

市民協働を進めるに当たり、市は常に市民協働に対する理解が得られるよう努めるとともに、施策の進捗状況を把握していく必要があります。

このため、推進計画等に定める事業等については、次に掲げる方法により進行管理 を行い、事業が適切に実施されるよう、改善に努めていくこととします。

(1) 市民協働推進連絡会議における進行管理

庁内関係課による市民協働推進連絡会議を随時開催し、全庁的に事業の実施状況に関する情報共有や調整を行います。

(2) 市民協働推進アドバイザー会議における進行管理 市民協働に知見を有する有識者による市民協働推進アドバイザー会議を定期的 に開催し、市の取り組み状況について報告し、助言を得るものとします。

3 財源の確保

市が行う,市民活動への財政的な支援には,地縁団体が行う事業に対する補助や,市と協働事業を行う場合に補助する制度があります。

市では2011年(平成23)に市民協働推進基金を設置し、これを財源として市民協働の事業に対し補助金を交付しています。

市民協働を進めていくに当たり、より効果的な支援を行うため、団体の自主性・自立性を損なわないよう、また補助金を交付するに当たっては透明性や客観性が確保されるよう、適切な補助制度の構築を目指します。

また、安定した財源を確保し、継続的な支援体制が維持できるよう、基金の積み増 しや寄附金制度の拡充などを進めていくこととします。

(参考資料)

1 市民意識調査結果(抜粋)

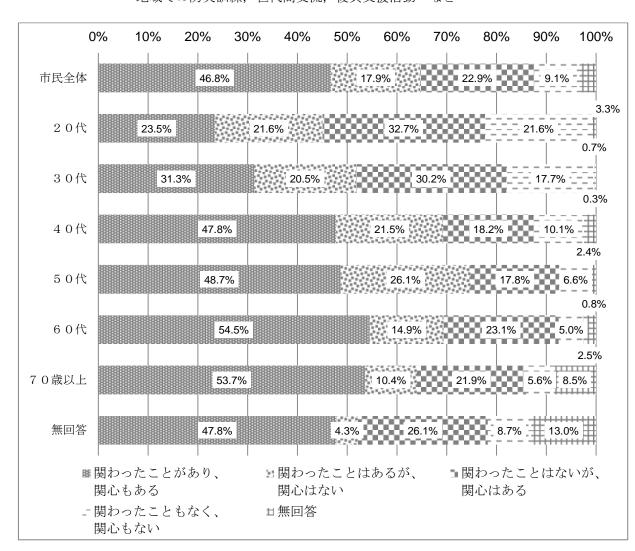
◆平成25年度(第20回)市民意識調査 「市民協働*について」

【回答者:盛岡市に在住する20歳以上の市民(N=2,099)】

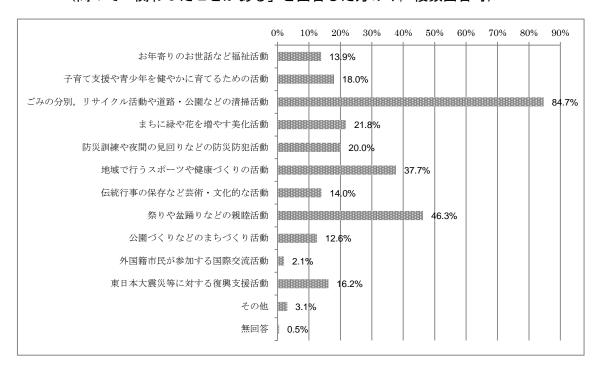
※市民協働とは「町内会・自治会, NPO, 企業などの団体と市が一緒になって, よりよいまちづくりに取り組むこと」です。

問1 これまでに市民協働の対象となり得る活動に関わったことがあるか。

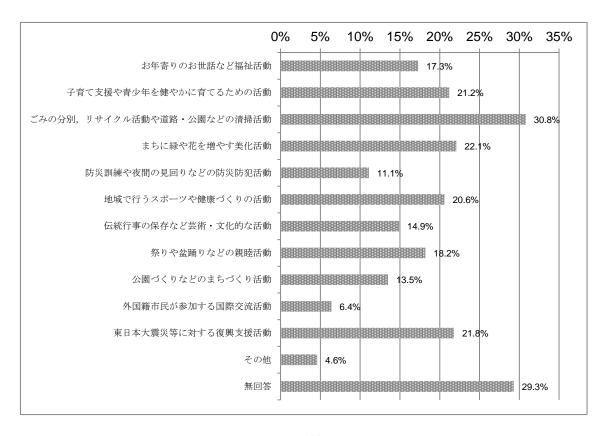
(活動例) 市民団体が行う花や樹木等の植樹, 国際交流の活動 町内会・自治会などが行う清掃活動や盆踊り等の親睦活動 子ども会が行う資源回収やあいさつ運動, 地域での通学路の見守り 地域での防災訓練, 世代間交流, 復興支援活動 など



問2 これまでに、次のどの分野に関わったことがあるか。 (問1で「関わったことがある」と回答した方のみ、複数回答可)



問3 今後、次のどの分野の活動に関わりたいと思うか。(複数回答可)



(平成25年7月31日市長決裁)

(設置)

第1 市が行う市民協働に関し幅広い意見を得るため、市民協働推進アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置く。

(役割)

- 第2 アドバイザーの役割は、次のとおりとする。
 - (1) 地域協働に関する諸制度の検証に関すること。
 - (2) 市民協働を推進するための環境の整備に対する助言に関すること。
 - (3) その他,市民協働に関して市長が必要と認めること。 (アドバイザーの委嘱等)
- 第3 アドバイザーは、市民協働に関する知識経験を有する者から、市長が委嘱する。
- 2 アドバイザーの定員は, 5人以内とする。 (任期)
- 第4 アドバイザーの任期は、1年間とする。
- 2 アドバイザーに欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)
- 第5 市長は必要があると認めたときは、アドバイザー全員による会議(以下「会議」という。)を開催することができる。
- 2 会議は、市長が招集する。

(庶務)

第6 アドバイザーに係る庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。 (実施期日)

第7 この要領は、平成25年7月31日から実施する。

(経過措置)

第8 平成 26 年 3 月 31 日までに委嘱されたアドバイザーの任期は,第4 第 1 項の規定にかかわらず,同日までとする。

市民協働推進アドバイザー名簿(敬称略・五十音順)

	氏	名		所 属
浅	沼	道	成	もりおかNPO連絡協議会会長
倉	原	宗	孝	岩手県立大学総合政策学部教授
林	Ē	1 日	子	盛岡商工会議所女性会会長
晴	Щ	貞	美	盛岡市町内会連合会会長
平	賀	圭	子	特定非営利活動法人参画プランニング・いわて理事長

3 策定の経緯

月日	内 容	月日	内容
平成 25 年 7月12日	市民協働推進連絡会議の設置	11月12日	盛岡市町内会連合会との懇談会
7月16日	庁議	11月14日	玉山区自治会連絡協議会との懇談会
7月26日	第1回市民協働推進連絡会議	11月21日	第2回市民協働推進アドバイザー会議
8月 5日	政策形成推進会議	12月 5日	NPO団体等との意見交換会
8月 8日	盛岡市町内会連合会との懇談会	平成 26 年 1月 21 日	第4回市民協働推進連絡会議
8月22日	第1回市民協働推進アドバイザー会議	2月 3日	政策形成推進会議
10月3日	第2回市民協働推進連絡会議	2月 5日	第3回市民協働推進アドバイザー会議
10月15日	第3回市民協働推進連絡会議	2月17日	市議会全員協議会
10月28日	政策形成推進会議	2月20日	パブリックコメント (3月11日まで)
11月7日	市議会総務常任委員会	3月25日	庁議

(参考) 市民協働推進連絡会議要綱

(平成25年7月12日市長決裁)

(設置)

- 第1 庁内において,市民活動に関する情報を共有するとともに,市民協働に係る施策の調整及 び協議を行うため,市民協働推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第2 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 市民等、地縁団体、NPO等が行う市民活動に関する情報の共有に関すること。
 - (2) 市民協働に係る施策の調整及び協議に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、総合的な市民協働の取組に関すること。 (構成)
- 第3 連絡会議は、市民部長、市民部次長、企画調整課長、広聴広報課長、行政経営課長、総務課長、職員課長、消防防災課長、財政課長、市民協働推進課長、くらしの安全課長、男女共同参画青少年課長、スポーツ推進課長、環境企画課長、資源循環推進課長、地域福祉課長、保健所企画総務課長、商工課長、農政課長、道路管理課長、都市計画課長、公園みどり課長、玉山総合事務所総務課長、上下水道部総務課長、教育委員会総務課長、学務教職員課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって構成する。(会議)
- 第4 連絡会議は、全体会議及び関係課長会議とする。
- 2 全体会議は第3に掲げる者すべてが出席する会議とし、関係課長会議は事案ごとに主宰者 が第3に掲げる者のうちから指名する者が出席する会議とする。
- 3 全体会議及び関係課長会議は、市民部長が主宰する。ただし、市民部長が主宰できないとき は、市民部次長が主宰する。
- 4 全体会議又は関係課長会議の主宰者は、必要に応じて臨時に、第3に掲げる者以外の者を 全体会議又は関係課長会議に加えることがある。 (庶務)
- 第5 連絡会議の庶務は、市民協働推進課において処理する。 (実施期日)
- 第6 この要綱は、平成25年7月12日から実施する。

4 関連年表

年	1889 明治	昭和	1947 昭和	昭和		昭和	19 昭	和		昭和	19 昭	和	昭和	昭和	昭和	昭和	1972 昭和	1973 昭和	1974 昭和	昭和	1977 昭和	昭和		昭和	昭和
全国のできごと	22	21 文部省「公民館構想」発表	22 日本国憲法施行	25 朝鮮戦争~特需景気	26	29 高度経済成長期始まる	3	0 昭和の大合併	31 経済白書「もはや戦後ではない」	40	4	1	42	43	44	45	47 「日本列島改造論」発表	第一次石油危機	49	льн 50	52	53	第二次石油危機	57	58
盛岡市のできごと	「市制及び町村制」実施~盛岡市の誕生		盛岡市行政連絡員規則		盛岡市地区担当員規則施行	玉山村誕生	都南村誕生	簗川村・太田村を編入合併	市勢振興計画策定(~昭和四〇年)	教育会館建設~ 岩手山の眺望問題	盛岡市総合計画基本構想発表 (~昭和六〇年)	教育振興運動始まる	中津川護岸工事~河川景観の問題			第二十五回国民体育大会(岩手国体)開催	盛岡市市勢発展総合計画基本構想議決(~昭和六〇年)	コミュニティ推進地区の設定始まる			地区福祉推進会のエリア設定始まる			東北新幹線「盛岡— 大宮」間開通	
盛岡市の市民運動の動き		盛岡市体育会(のちの盛岡市体育協会)発足								盛岡世代にかける橋発足				あすを築く盛岡市民運動実践協議会発足	開運橋花壇クラブによる花壇整備	都南村自治公民館連絡協議会発足(都南村)	物語全一○巻を刊行) 盛岡の歴史を語る会発足(昭和四十八~五十四年、もりおか		リーンバンク委員会(けらら、百万に直対重协 岡市民福祉バンク発足		都南夏まつり(のちの盛岡花火の祭典)開始(都南村)	生け垣一万メートル運動始まる	綱取ダムの環境と清流を守る会発足	冬季オリンピック招致運動の発端

1984	1985							1993				1998	1999	2000	2003	L	004		2005		2008	2010			2014
昭和 59	昭和 60	昭和 61	昭和 63	平成 1	平成 2	平成 3	平成 4	平成 5	平成 6	平成 7	平成 8	平成 10	平成 11	平成 12	平成 15		F成 16		平成 17	平成 18	平成 20	平成 22	平成 23	平成 25	平成 26
	東北新幹線上野乗り入れ	平成バブル			・バブル経済の崩壊	地方自治法改正~ 地縁団体の法人化				· 阪神・淡路大震災		2 NPO法(特定非営利活動促進法)施行	整備等の促進に関する法律)施行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 係法律の整備等に関する法律)施行・地方分権一括法(地方分権の推進を図るための関	2 地方自治法改正~指定管理者制度		· 地方自治法改正~地域自治区		・人口減少時代へ転換		リーマンショック 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行		東日本大震災		
盛岡市新総合計画基本構想議決 (~平成七年)	カナダ・ビクトリア市と姉妹都市提携	冬季オリンピック開催都市として立候補	アルペンスキー世界大会開催決定	市制施行一〇〇周年			都南村を編入合併	アルペンスキー世界選手権盛岡・雫石大会開催	盛岡市第三次総合計画議決(~ 平成十七年)					特例市移行		盛岡市総合計画基本構想議決 (~平成二十七年)	盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画策定	NP0活動促進のための基本方針策定		玉山村を編入合併	中核市へ移行	盛岡市自治体経営の基本方針及び実施計画策定		第二次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画策定	盛岡市市民協働推進指針策定
	盛岡冬季オリンピックを語る会発足、J0cに招致要請	オリンピック冬季競技大会盛岡招致委員会発足			第一回夏まつり開始(玉山村)	行政区再編・自治会組織を結成(玉山村)		花いっぱい運動コンクールを開始(玉山村)			城下もりおか四百年記念事業「まちづくりシンポジウム」	日戸牧野にオオヤマザクラ植樹開始(玉山村)	グラウンドワークによる公園作り始まる												



市民の活発な運動により保存が決まった「上の橋際のイチョウ」

盛岡市 市民部市民協働推進課 〒020-8530 岩手県盛岡市内丸 12番2号 Tel 019-651-4111(代表) ホームページ URL http://www.city.morioka.iwate.jp/